

社会福祉法人むつみ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ会（以下「当法人」という）定款第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については報酬及び退職手当等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、「役員及び評議員報酬等規程」によるものとする。
- (3) 常勤役員等に対する職員手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、社会福祉施設等退職手当共済法に定めるところによる
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第16条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤職員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤職員等が職務のため出張したときは、「役員及び評議員報酬等規程」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第7条に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡したことによって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数についてはこれを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定を持って社会福祉法第59号の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表第1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	人 員	年 額 (円)
理 事	2 名	20,370,000